

21世紀を地方自治の時代に

住民と自治

発行 自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
TEL03-3235-5941 (代)・FAX03-3235-5933

発行人 長平 弘 編集人 谷口郁子

通巻676 2019. 8 付録

東海版 NO.414号 2019. 7. 10

東海自治体問題研究所

〒462-0845 名古屋市北区柳原3-7-8

TEL・FAX 052-916-2540

<http://www.tokaijitiken.web.fc2.com/index.html>

E-mail:tjmken@f6.dion.ne.jp

理事長 市橋 克哉 (名古屋大学教授)

編集責任 長谷川洋二 (事務局長)



岐阜白川の地歌舞伎、観に来てネ!

岐阜県加茂郡白川町、芸能の館、東座の地歌舞伎を観るツアー旅へ。上演5題、6時間を超える熱演にシャッターを切る。半分はセットの幕間。昼食に酒も飲む。山奥の築100年を超える芝居小屋で江戸時代にタイムスリップ。残してきた地域住民とスタッフに感謝。この文化を後世に伝えるのも写真の役割。写真は、白波五人男、稲瀬川勢揃いの場、日本駄右衛門の捕手衆との立ち回りで投げ銭も飛び、見栄を切る場面。演ずるは、地元中学校の教頭先生。頑張りに拍手、また、観たい。

撮影 太田武宏(写真クラブ アクト会員)

8月号の内容

第45回東海自治体学校特集2

記念講演その2 (岡田知弘) 2P

シンポ・分科会報告14P

消費税増税とICT・AI化の進展——租税制度と第四次産業革命 (細川潔)17P

東海ローカルネットワーク.....22P

行事案内.....24P

第45回 東海自治体学校 特集

■ 第45回東海自治体学校全体会：記念講演

地方自治をおびやかす国の動きに対し、 いま住民と自治体にできること (その2)

岡田 知弘

自治体問題研究所理事長
京都橋大学教授

本稿は講演要旨を事務局でまとめたものです。前月と今月の2回に分けて掲載しています。

4. 総務省「自治体戦略2040構想研究会」第2次報告の概要と問題点、対立軸の形成

1) 自治体戦略2040構想の概要

さて、自治体戦略2040構想ってどういうものなのかということですが、これに関しては、次ページの『自治体戦略2040構想研究会』第二次報告「新たな自治体行政の基本的な考え方」を見てください。「人口縮減時代のパラダイムの転換が必要」だということで、4つの柱、スマート自治体への転換、公私による暮らしの維持、圏域マネジメントと二層制の柔軟化、そして東京圏のプラットフォームと書いてあります。スマート自治体っていったい何なのかというと、破壊的技術と呼んでいるAI人工知能やロボティクスを使

<記念講演の目次>

(その1ー 前月号掲載)

1. はじめに
2. 安倍政権下における地方制度改革の歴史的文脈
 - 1) 第一次安倍政権下での道州制推進体制の構築
 - 2) 第二次安倍政権下での地方制度改革の流れと増田レポート（自治体消滅論）の活用
 - 3) 2018年に入り「増田レポート」を大前提とした本格的な自治体制度改革論が顕在化
3. 「公共サービスの産業化政策」から「デジタルファースト」構造改革徹底推進へ
 - 1) 第二次安倍政権における政官財抱合体制の強化
 - 2) 「公共サービスの産業化」政策の登場
 - 3) 未来投資会議の設置と「Society5.0」によるAI・ICT重点投資戦略の開始

(その2ー 今月号掲載)

4. 総務省「自治体戦略2040構想研究会」第2次報告の概要と問題点、対立軸の形成
 - 1) 自治体戦略2040構想の概要
 - 2) 2040構想の問題点
 - 3) 地方制度改革をめぐる新たな対立軸の形成
5. 質疑応答、まとめ

新たな自治体行政の基本的考え方①

第二次報告

労働力(特に若年労働力)の絶対量が不足

人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要

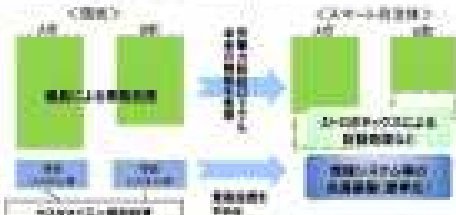
スマート自治体への転換

<破壊的技術(クラウド・AI活用)によるスマート自治体へ>

- ☐ 破壊的技術(クラウド・AI活用)によるスマート自治体へ
- ☐ 従来の技術が人口減少時代に対応できなくなる中、従来の技術の発展でも限界が来る
- ☐ 従来の技術では、新しい技術が高度な社会インフラを構築し、従来の技術で構築されたスマート自治体へ転換する必要がある。

<自治体行政の標準化・共通化>

- ☐ 標準化された共通規格を用いて、自治体間のサービス共通化へ
- ☐ 自治体間の共通規格を用いて、自治体間のサービス共通化を実現し、自治体間のサービス共通化を実現する必要がある。
- ☐ 自治体間の共通規格を用いて、自治体間のサービス共通化を実現し、自治体間のサービス共通化を実現する必要がある。



公共財によるくらしの維持

<プラットフォーム・ビルダーへの転換>

- ☐ 公共財によるくらしの維持
- ☐ プラットフォーム・ビルダーへの転換
- ☐ 公共財によるくらしの維持

<新しい公共の提供体制の構築>

- ☐ 新しい公共の提供体制の構築
- ☐ 新しい公共の提供体制の構築

<くらしを変える担い手の確保>

- ☐ くらしを変える担い手の確保
- ☐ くらしを変える担い手の確保



新たな自治体行政の基本的考え方②

第二次報告

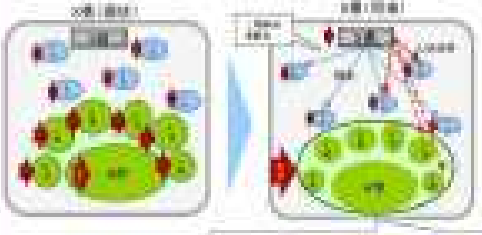
地方自治体の行政サービス提供

<地方自治体の地域マネジメント>

- ☐ 地方自治体の地域マネジメント
- ☐ 地方自治体の地域マネジメント
- ☐ 地方自治体の地域マネジメント

<二層制の柔軟化>

- ☐ 二層制の柔軟化
- ☐ 二層制の柔軟化
- ☐ 二層制の柔軟化



自治体のプラットフォーム

<三大都市圏それぞれの最適なマネジメント手法>

- ☐ 三大都市圏それぞれの最適なマネジメント手法
- ☐ 三大都市圏それぞれの最適なマネジメント手法

<東京圏のプラットフォーム>

- ☐ 東京圏のプラットフォーム
- ☐ 東京圏のプラットフォーム
- ☐ 東京圏のプラットフォーム



いこなすスマート自治体に転換をしていく。その次の行を見てください。従来の半分の職員の自治体が、本来やるべき機能を発揮できる仕組みをつくる。逆読みしていったら、人口減少はやむなしだから、自治体職員を半減して代わりにAIを投入します。こういうことです。こういうふうなことで、そのためにはどこの自治体へ行っても、共通の行政の仕組みが必要になるということで自治体行政の標準化と共通化。これも各自治体には歴史的な個性がありまして、今のような行政システムなり、おそらく文書の書式ひとつ取っても、そういう歴史が反映した形です。これを全部、同じような形で誰が受注してもいけるようにしたい。こういうふうなことで変えるべきだと言っています。

そして、公共私による暮らしの維持です。これまでは、サービスプロバイダー、いろんなサービスを自治体は提供してきた。かつてのニフティとかASAHIネットサービスがそうであったように。でも、そういう時代は終わった。今は、エアビーアンドビーとか、ああいいう時代なのだから。とにかく、いろんなサービスを選択できるようなプラットフォームを用意したい。これプラットフォームビルダーというふうに呼んでいます。そこで、公共私がいかに協力し合う、そういう仕組みが必要だということで、下の絵のような形でのスタイルを考えています。こういうふうなことでいきますと、2つ目のところで新しい公共私の協力関係の構築が目立つのはシェアリングエコノミーです。これを使えばいいのです。ウーバーイーツとか、名古屋は入っていますか。首都圏から関西圏も入っています。タクシーもそうです。こういうものが入ってきたり、エアビーアンドビーという、これは宿泊施設を自分たちが予約をするという形でやる、こういうようなものを活用したらいい。これはアメリカで伸びているという話なのですが、実はアメリカではそんなに伸びていないのです。けれども、これから伸びる産業だから、一方でソーシャルワーカーなど技能

を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介機能が求められるということを言いながら、それ以外のところは全国一律の規制を見直して、シェアリングエコノミーを導入していくということをやればいいと。

つまり、シェアワーカーを公務員の中で増やしていく。正規の公務員、そして、今の非常勤の公務員、会計年度任用職員も含めて、そのさらに下にシェアワーカーをつくっていく。これは、さらに劣悪な労働環境を公務の世界につくっていくことになるのではないかと。こういうことも検討されています。

そして、民の力を活用していくということでもありますけれども、さらに圏域マネジメントと二層制の柔軟化ということで、個々の市町村が、行政のフルセット主義から脱却することが大事だと。そして、圏域単位の行政をスタンダードに。スタンダードにマーキングしてください。これを標準化すべきだと。逆に言えば、都道府県とか市町村制を標準化しちゃいけない。

都市の連携した行政体をスタンダードなものにして、そこに権限・自治権を与える。こういう仕組みをつくる。地方自治制度を変えると地方自治法上の問題になります。これは検討すべきだということを言うわけです。そして、そうすることによって二層制を柔軟化できる。都道府県・市町村という、今の二層制を壊して、そこに例えば横浜市・名古屋市・大阪市は、県とは自立した特別な権限を持ったシステムを敷くべきだと提言しています。こういうものをやれば、県を飛び出してしまうわけです。それで、県の行きつく先は道州制というふうになってしまいます。こういうようなところも、枠として入るような仕組みです。

そして最後が、東京圏のプラットフォームということで、大都市圏のマネジメント組織を提案しています。最初の三大都市圏のところでは、東京圏のところだけが問題だということを行っています。この名古屋圏に関しても、せいぜい愛知県と岐阜県の間関係だけだと

いうふうに断じています。あんまり変えていません。問題は首都圏です。道州制が進まない最大の理由は、東京都をどうするかの問題です。特別州にしていくのか、あるいはどこかの州に入れていくのか。さらにここへきて防災問題です。いわゆる通勤難民の問題が出てきましたね。そして医療・介護というようなサービスが、比較的に入れ込んでいます。首都圏では東京と埼玉・千葉という形です。これは一体的なマネジメント組織をつくったほうがいいと。こういうふうなことを言って、行政の仕組みを変えるべきだということを言うのです。これが、2040構想の具体的な中身であります。

2) 2040構想の問題点

問題点としてどういうものがあるかということですが、一つは、先ほど言いましたけれども、地方自治体や関係者がいないところで、民間の企業の経営者、コンサルタント関係者、そして学者を使う。そして、議論をした内容を叩き台にしていく。それを押し付けてくるということです。

そして二つ目は、先ほど言いましたが、議論の枠組みは人口減少が大前提で、かつ、かなり誤認が多いのです。例えば、今の自治体はフルセット主義で、すべて完結した行政サービスをしていますか。そんなところ全くありません。みんなである程度、連携をしてみたり、広域連合と一部事務組合をつくってやっているわけです。しかも現場のところで人が足りなさすぎるという問題もあります。特に災害が激発する中で、公務員がいなければ対応できない問題もありますし、災害派遣していきますと、やはり送る側も、金・人が少なくなってしまうというような現場の問題もあります。こういう問題も非常に単純化して理解した上で改革を出していく。

三つ目の問題点です。AIとかICTはまだ未成熟なのです。原発はトイレなきマンション時代に普及されました。そして大きな事故を起こして、今処置できない状態です。同じよ

うなことを今やろうとしています。AIに関しては、どれだけ人間社会に影響を与えるかということ、特に基本的人権の侵害です。EUでは、ものすごく慎重にその対応を考えています。個人の尊厳である個人情報というものを保たなければ民主的な社会が成り立たない。ところがそれを、すべてマイナンバーカードを通して吸い上げて、民間企業にそれを使えるようにする。それは細かな、細かな契約説明書ということで、みなさん読めますか。スマホを買うときとかね。ダウンロードするときに、まったくそれを読まずに承認ボタンを押して前へ進もうとするのです。同じような形でおそらく進んでいこうと私は考えています。こういうふうな形で、個人情報がかんどん知られて、それが市場化してしまう。あるいはオレオレ詐欺の対象として使われてしまう。こういうようなことが起こりかねないような状況ではないかと思うのです。

福岡で昨年の秋からおかしな動きがありました。高齢者向けの、バスの補助制度をなくすということで反対運動が起こったのです。それに対して福岡市が対案として出してきたのは、健康インセンティブの仕組みと連結をする。つまり、保健所が提供する健康診断とか健康講座に出席をすればするほどポイントがつくカードみたいなやつ。このカードがあれば、福岡の市営バスのときに割引が効くそうです。これはいいだろうということですが、これも、これを提案したのは誰かというところTOPPANです。印刷会社です。これでいきますと、一つは、保健所のそういうサービスにアクセスできない人の問題をどう考えるだろうか。あるいは、福岡市営交通バスのバス停から遠いところに住んでいる交通弱者をどう考えているのか。全部抜け落ちてしまいますよね。すべて効率性だけで判断されてしまう。本来あるべき地方自治体の公共サービスとは、かけ離れたところに行ってしまいます。

もう一つの教訓は、交通問題は交通問題の研究グループで運動をやればいい。あるいは福祉問題は福祉の人たちでやればいい、とい

う縦割り型の運動では対応できません。つまり、こういう意思決定のあり方とか、市場化というもののある方そのものを全体として問題にしない限り、運動としてはおそらく良い結果を生まないのではということも考えられます。

さて四つ目の問題点です。決定的なのは、この2040構想には、住民自治という言葉は一言も出てきません。つまり、公共サービスとして、公共団体がお客さんとしての自分にどれだけサービスの提供をするかという観点で、民間企業がそこできかに儲けるか。そして、自治体としてはいかに効率的に運用するかというところが最大の眼目なのです。そうしてさらに、こういうことを検討している委員会の場合に出席した人からヒアリングをしたのです。こういう議論がまかり通ってしまいました。国は親会社である。都道府県は子会社だ。市町村はさしずめ支店だろう。民間のある社長ですよ。なんで支店長が親会社の社長の言う事聞かないのだって。地方自治体の仕組みなり考えをまったく理解してない議論が展開されている世界かもしれない。それはどんどん入ってきていると考えたほうがいいです。それで、ここからやはり変えねばならないということは分かりますね。昨年11月に北海道の帯広行っていました。ブラックアウトの影響はどうなのか。停電状態が2～3日帯広でも続きまして、畜産関係でいきますと、自動搾乳機。今NHKの「なつぞら」では手でやっていますけれども。でも、あれは機械が電化されて、しかもICTも入っているんですよ。乳質管理もすべて、そういう管理体制です。これがストップしてしまう。もう乳房炎になった牛が亡くなっているというふうなことで、本当に大変だった。帯広では、中小企業振興基本条例を使って、地域循環型のエネルギー開発を今検討しております。もう北海道電力に頼っちゃいけない。こういうふうなことで、エネルギー自治まで展望しようということなのです。

さて、そこで聞いたのです。AIとかロボティ

クスで対応するとどうですか。政府はそう考えていますよと。とんでもない。AIとかやっている人、停電になったら動かないじゃないかという話とか。ロボティクスというのは、AIもそうなのですが、経験値が積み重なって初めてできるもので、まったく新しい事態というか、状況に関しては対応できないわけです。それは人間であって初めて被災者の辛い気持ちとか、何に困っているか、複合的です。それは把握をして、どういう政策をつくったらいいのかということを出案できるわけです。それを奪ってしまうのです。

こういうようなことを研究したわけですが、あくまでも流行りの生産性が視点です。お金も資本蓄積をされていく一環として、公共サービス・地方公共団体経営資源を活用しようというふうなところで進めているというふうにご考えているのではないかとことです。

3) 地方制度改革をめぐる新たな対立軸の形成

さて、実は地方団体関係者に猛烈な反発がきています。ここが矛盾なのです。地方自治体戦略2040構想研究会に対して、全国町村会長は上からの押しつけではなく、選択可能な制度や仕組みを準備することが重要である。町村議長会長も同じ趣旨の発言をしています。全国市長会長が、地方創生を頑張ろうとしている努力に水を差す以外の何者でもないという視点から反発しています。市議会議長会長は、小さな規模の自治体の行政を維持する方策を検討してもらいたいという発言をしています。市長会も今、市町村合併の結果として、人口で言ったら、5万から10万のところが最も力を持っています。したがって、小さな自治体の声が直接反映しています。そういう形で変わってきているということが特徴なのですけれども、問題は知事会と政令指定都市市長会です。やはり憲法改正をすべきだという考え方の人が多いということと、特に後者は道州制の導入も視野に入れつつ、二層制を前提とした議論にとどまることなく、一

層制の特別自治市制度などを追求すべきだと。これを言ってきたのが、先ほど言いましたが、3大都市です。横浜・大阪・名古屋市です。そういうことで、地方団体のところに行ったら、実は足並みが乱れています。

このような構図でありますけれども、政府の方は様々なテストというものを、モデル都市をつくり、掛川などでやる。掛川の場合は、行政広報と子育て分野で試行され、保育園の選択のところ、ものすごく日数が節約されたというような成果を出したと。でも、実際のところは、それによってどうだったのかという効果に関しては、評価は住民のところでも職員のところでも割れているというような評価結果が出ています。さらに、国のほうが今、国会でデジタルファースト法案、あらゆるサービスをデジタル化していこうと。こういうことを菅官房長官が主管になりまして、制定していこうという動きで一生懸命になっています。マイナンバーを活用していくということも、この中に入って来るわけです。当然これは、市町村行政にも直接反映してくるような問題です。とにかくデジタル化ということを進めていこうということでございます。

もう一つ、浜松のところの話は皆さん方もご存じのとおり、水道法の改正というものに伴いまして、上下水道あるいはその前の卸売市場法の改正がありまして、運営権の売却というものが可能になりました。これはTPP絡み、あるいは日欧EPAでも公共サービスの参入をある程度認めていますから、外資系企業も入っていけるような仕組みに変わってきています。実際のところ、水道法改正のところ、調査事業からかかわったのが、世界最大の水メジャーと言われているフランスのヴェオリアという水道資本です。ここが立案をしたところで、浜松で今の市長が進めようとした。けれども住民の反発にあった。水道というのはやはり基本的な人権の一つ、生存権の一つです。それが民営化されることによって、ロンドンでもパリでもベルリンでも問題になりまして、20年をかけて再公営化すると。そう

いう動きがむしろ世界の潮流なのに、今、なぜ日本で水道を民営化していくのだと。民営化をしていくということはまとまった大都市でしかできません。そういうところに市場性があるわけです。当然、この名古屋圏でも動きがあると思うのですけれども、こういうことも現に起こっているわけです。

実は浜松でもう一つ大きな問題がありました。区地域自治組織制度を壊し、かつ、区役所の数を減らすということと連動したものです。住民の声をできるだけ抑えていく、これと水道民営化が一緒になって、それを推進している中心人物が鈴木修氏、スズキ自動車の会長です。彼は行政改革の市の委員会の座長になりまして、それでこれを推進するために、ずっと取り組んできています。企業が活動しやすい、そういう浜松市をつくっていこうということで、彼は執念を燃やしてやっているわけですが、私は憲法とともに戦後の地方自治の破壊が既に行政サービスの現場で起こってきているし、かつ、これをさらに拡大していくことが2040構想ということになっていくのではないかと思うのです。

そこでの対抗軸というのは、現に地方制度調査会での議論にも出ました。浜松市での自民党の保守系議員も含めて反対に回っていくということでも分かりますけれども、実はかなり広域的な、広い範囲にわたる住民の連携ができるようなテーマなのです。

実は、『月刊 ガバナンス 2018年9月号』、この『ガバナンス』はひらがなで「ぎょうせい」と書く出版社が出しているところでありまして、麻生さんが今、この「ぎょうせい」グループの実質的な経営者なのです。私などは、1回も執筆依頼がこないのですが、この9月号は、片山前総務大臣・鳥取県知事をはじめとして9人ぐらいで書いていますが、元総務省の官僚を含めて、なんと全員が2040構想の批判なのです。うち3人が、先ほど紹介しました山崎重孝を固有名詞に出して批判しています。ひどすぎる。戦後の地方自治の流れを破壊するものである、理念を破壊する

ものであると。そこまで、実は幅のある連携が、あるいは連合ができるようなテーマなのです。

そういうところで、改めて山崎重孝さんは論文を総務省のホームページに、「地方自治法施行70周年記念」という形で書いています。『地方統治構造の変遷とこれから』というタイトルの本です。これはすごいですよ。明治維新期から現代までの日本の地方統治構造はどう変わってきたのかという視点から書いています。いかに効率的に人口増減とか戦争とかに対応しながら統治構造をつくってきたのか。現代においては、その前に、平成の大合併は少し早めに言い過ぎたと。けれども、これは正しい選択だったと言っているのです。

そして、さらにウェブというものを活用してスマート自治体をつくっていったら、もっと統治構造というのは効率的に運用できるような世界ができるはずだという議論を張っているのです。ここに彼の考えている本質的な思想が現れています。ぜひ反面教師として読んでほしいと思うのですけれども、そういうことであります。地方統治構造ではなくて、地方自治をいかに発展させるか。その基本は、地方自治体は住民の福祉の向上、基本的人権を尊重して豊かにしていくということですよ、こういう視点からの地方自治体づくりが大事だろうということになるかと思えます。住民は決して行政サービスの利用者、顧客ではないと。地方自治体をつくる主権者であって、行政サービスのあり方、これも公務員の方々と一緒になって検討していくと。公務員も憲法上、全体の奉仕者であって、一部の企業とか政治家の奉仕者ではないわけです、前川喜平さんが言うように。憲法の基本に立ち返りながら、そういう自治体職員と自治体の住民の主権者としての取組みを活用していく、発展させていくということが必要ではないかと思えます。

あとは、質問という形で書いてもらったら答えていくということできたいと思います。

5. 質疑応答、まとめ

<一つ目の質問>

お三方から、かなり大きな質問から、具体的な質問までありました。

一つ目の質問は、「いろいろな分野にわたって、安倍政権は悪政の限りを続けていると思う。それはなぜか」という根本的なところのご質問でありました。真の目的をあえて教えてくださいと。彼は同期生ですけれども、彼にインタビューしたわけではありませんので、本心は分からないのです。でも、彼の生き方とか言っていること、書いていること、そういうことを見ながら考えると、やはり岸信介という、じいちゃんです。彼は戦時下での政治家と官僚として活躍をし、そして戦後に首相を務めたのですけれども、憲法のやはり改悪をしたかったのです。戦後の憲法の9条が問題だということは早くから認識をしていて、アメリカのほうでもニクソンあたりは、始めからそれを言っていたわけです。そこで安倍政権は安保体制をつくっていったわけですが、これもやはり成し遂げていくと。そのためには長期政権。戦後、誰もできなかった長期政権を実現をしたいという執念という形で持っているからです。そういう彼を押し上げているのが、先ほどからお話ししました財界なのです。

今日はあまりお話ししませんでしたけれども、彼の1回目の辞任の後につくられた後援会組織「さくら会」というのがありますよね。

「さくら」というのが自衛隊の徽章でありますけれども、メンバーは三菱重工、東芝、日立、JR東海の前の社長。全部、改憲派です。かつ事業者でいきますと、軍事産業、もう一つは世界最大の原子炉製造メーカーです。なぜ、安倍政権が出発してからすぐに外交活動を活発にやって、必ず原発を売り込んでいくことをやったのかというのは、そこに実は原因があります。リニアにこだわっていくこともそうですよね。そういう形で、ある意味で分かりやすい経済財政的な利害関係の

共同体があるように思います。そこにやはり付度(そんたく)官僚をガバッと据えるというふうな仕組を持ち込んだのです。これによって、その政治だけではなくて、行政組織を、警察官僚まで統合していくことに成功するのです。どんな犯罪を起こしても、友達であれば起訴もされなければ、逮捕さえされなかった。どんどん増えていますよね。そういうふうなことがあり、歯向かったら、森友・加計問題ではありませんけれども、寒い牢屋に長期間とらわれてしまう、そういうようなことをやる。本当に治安維持法と変わらないような仕組みができました。

たまたま今「京都大学経済学部百年史」を書いていまして、河上肇(かわかみはじめ)事件のところに差しかかっているところなのですけれども、時代状況がよく似ているのです。

まずは学問の知識を取り上げる。そのために治安維持法の翌年に京都学連事件がおこります。そして治安維持法を最初に適用していくというようなことで、大学の自治権を学生を処罰して奪っていく。当時は地方自治体というのがありませんでしたから、そういう戦争の動きを止める装置が、仕組みとしては機能していないのだと。その中で戦争に向かう道を歩むわけですけれども、同じことを繰り返してはいけません。実際、地方自治体は現にあるわけですし、大学自治もあるわけですよ。あるいは、労働組合も非合法であったわけけれども、今は合法になっているのですよね。こういう力を活用していくところが必要だろうし、それは99パーセントの住民の利害が反映できることになっていくだろうと。今の安倍政権の強さというのが権限を掌握していく。それを一部の財界が支援をしています。でも人口で言ったらせいぜい1パーセントの世界です。99パーセントが情報操作されて、投票行動をするわけです。投票行動を含めて流れてしまう。ということで政権が維持されているということではないかと思うんです。

<二つ目の質問>

さて二つ目の質問は、すごく難しいです。「愛知のところで、県も名古屋市議会のところでも、なかなか野党共闘ができない状況だと、どうやったらそこを打開して、地方自治をすることができるだろうか」と。

これは私、答えられません。だから、皆さま方が考えて、この後、分科会も含めて議論をしてほしいのです。でも、いろいろな参考になるような素材がありますよね。今日、終わりのところで言おうかと思ったことが、「沖縄と今」。沖縄は基地問題、で、今とは災害復興問題。

達増さん、もともと民主党系の岩手県の知事さんが、その震災後人間の復興を大事にした、基本的人権を大事にした復興政策をやるのだということで、宮城県の対応と全く違う方向を出し、今は沖縄と連帯をするということまで表明しました。実はこれ、県民の運動がベースにあるのです。もっとすごいのが新潟です。

新潟では、変な辞め方になってしまいましたけれども、米山さんを擁立したときに市民連合がまず起き、ここでは、一つは原発再稼働問題、もう一つはTPPの問題、もう一つは新潟と長岡市への一極集中がされるのではないかと。これに対する多くの市町村長なり、農協組合長の賛同を得ながら、地区別の共闘組織ができて、これが今も動いているのです。これがその次の知事選、さらに今回参議院の統一候補がいち早く、女性の弁護士さんが呼ばれましたけれども、こういう取り組みにつながってくると、で、分かりやすいその地域のテーマは、住民が一致すると。これを深掘りしながら、共同できるその相手をしっかりと説得をしながら、合意を取っていく。新潟の話を知ったら、かなりやはり議論をもう積んでいます。そういう中でできてくるものではないかと思うのです。お互い立場が違うのは当たり前なのです。それを前提にしながら議論を深めて、愛知をどうするか、名古屋を

どうするか、中区をどうするかと。そういうふうな形で、地域のその広がりごとに連携・取り組みをつくっていくということが必要なことではないかと思えます。

<三つ目の質問>

さらに、三つ目のご質問ですが、中区の開発ということにかかわって、「リニアの開通に合わせて金山の南のほうの再開発の計画があるとかいうようなことがあると思うのですが、さらに保育園の園庭として活用されている古沢公園をなくす動きがある。これは地方自治の破壊の一環ということで考えていいですか」というふうな質問がありました。実は同じことが京都市でも起こっています。清水小学校とって、由緒ある町衆がつくった小学校を、京都市がなくして統合してホテルにしたのです。もう京都市長は外国人観光客を集めることしか頭にないのです。教育のほうをはるかに優先順位は高いはずですが、文化財的な意味を持ったところです。そういうのをなくして、経済的なものとして活用していく、というところで選択しています。それはあちこちで同じ動きがあります。つまり地方自治体のところで何が優先されるべきなのかということで地方自治法上、地方自治体の最大の責務は、住民の福祉の増進です。憲法においても重要視されているが、憲法13条の幸福追求権、そして25条の基本的な人権・生存権の尊重、これを国は責務をもって遂行せねばなりません。国の中には地方自治体が当然入ってきます。それで、こういうふうなところでやっているかどうか、やはりまた基準になってきます。そこで、住民のところ合意をつくるなり、あるいは議会のところでそういうことに対してその住民から要求があれば、・・・のための議員を増やしていくために議員はどう答えたか。そういうのもやりながら、そういう実態、回答状況をつくった。場合によっては、住民のことを考えて態度を変えていく議員さんが現れるかもしれない。これ多数派でなければ、浜松のような形

で水道民営化を止めることをできないわけです。そういうふうな広がりを持った取り組みにしていくことが大事ではないかと思えます。

増田レポート＝「人口減少宿命論」批判

一つ知ってほしいのが、「菅官房長官と調整した上での増田レポートの発表」というのが、日本経済新聞が小さくコラムで記者が書いている記事がありまして、6月22日付、「増田氏は菅氏とも調整して新成長戦略策定前のタイミングでの公表を狙った」と書いています。菅さんは第一次安倍政権のときの最初の総務大臣です。道州制と市町村合併推進のための役割を果たしました。その次の総務大臣になったのが増田寛也氏だった。だから二人はツーカーなのです。そういう環境の中で、こういう設定がされて、情報操作が始まってきます。

1) 「自治体消滅」論のシミュレーションの虚構

どこに問題があったのかということ、2005年から2010年の間の国勢調査の年齢別の移動を取り上げて、それで東京一極集中が最大限進むというシナリオを設定します。そして20代から30代の女性がどれだけ減るかということで計算していきます。そうしたら、半分の自治体が5割以上減ってしまうぞということで、自治体消滅というふうに断定するわけです。そこでこれを計算してみると、神奈川県で最もその比率が高かったのが箱根町でした。箱根の噴火の問題があってお見舞いがたら、箱根の町長に会いに行ったわけです。そうしたら憤慨されていたんです。「この統計の取り方、おかしい」と。2008年リーマン・ショックがありました。箱根には、大企業とか東京都の区役所が持っている保養施設がいっぱいあって、そこに20代から30代の女性がいっぱい働いていた。ここが一斉に山を下りた。この傾向がずっと2040年まで続くと思いますか。こういう事情を一切考えていないのです。

さらに、3.11は2011年です。それ以降、田

園回帰という流れが起こります。西日本のところに首都圏から若い親と子どもたちが積極的に移住をしていく。こういう動きが出てきます。島根県でも、隠岐の島の海士町あたりでは人口が増えていくというようなことまで起こってくるわけです。あるいは宮崎県綾町もそうです。そういうふうな動きは見えていません。さらに人口減少というのがこれまでの傾向をシミュレーションしているだけです。これから考え方が変わったり、取り組みを変えられたら変わるのではないのか、という主体性という問題が完全に捨象、除かれています。

これがとても大きいです。実際、集落消滅論ということが言われた。限界集落論ってありましたよね。そのとき国土庁が、当時10年後に消滅する自治体がどれくらいあるかということ全国で計算したのです。で、実際に10年後に消滅した集落の比率は15パーセントにすぎませんでした。85パーセント生き残っているんです。で、集落消滅しているところは、ほとんどは開拓村です。そこでその撤退をしているということが目立つわけですが、旧来からのところはそんなに簡単に消滅しないんですよ。新しい人が一人入ってくると変わっていく、あるいは、新しい取り組みが始まっていくと変わっていくというようなことがあります。とても簡単なことです。そもそも若い女性が減ったから自治体消滅かということをするにはあり得ない話なのだというようなことで、これは明らかに印象操作である。

2) 増田レポートでの人口減少要因分析の弱さ

実は、増田レポートには、人口減少要因の分析はありません。地方消滅という本が中公新書からのちに出版されています。学生ゼミナールでも地域経済学会のところで皆さんにお願いして、読んでもらいました。どこのゼミでも発見してくれました。人口減少分析をちゃんとやってないと。こういう表現を使っ

ている。さまざまな社会経済的要因によって少子高齢化が進行しているだけなのです。もし、地域経済をこうやって教えていて、なぜ2000年代中盤から後半にかけて各地で人口減少が起きているのか、この原因を書きなさいと書いて、さまざまな社会経済的要因によって減ったと書いても、何の中身も書いていませんね。誰だって書きますよ、こんなもの0点ですよ。問題は、試験会場じゃないです。これを政策論に持ち込んだときに怖いんです。処方箋が書けないわけです。だから選択集中する場合、これまでどおりのことをやればよいということにしかなっていないわけです。もっとも最悪な道を実は選び始めているというのが、この間の動きではないかと思えます。

二つ目に少子化というのが自然法則ではない。人口分析で言いますと、2000年代の半ばから派遣が認められて、急速に増えてきます。賃金が減っていく中で結婚ができない。当然子どもがつかれない。そういう若い層が首都圏を中心として増えてきます。東京都は最も合計特殊出生率が低いわけです。まさに、地方創生という問題は、人口問題を絡めてしてしまうと、東京都を中心とする大都市の青年の労働条件の問題なのです。ここを完全に見ていません。これなしに、実は少子化問題は解決し得ません。で、むしろ最低賃金を引き上げながら、結婚して家庭を安心してつくれるような、そういう労働社会環境つくっていくことこそが、最も必要なことであるというのは当たり前なことではありませんか。

三番目でありますが、大都市および地方の衰退を引き起こしたのが、明らかに経済構造調整政策、あるいは、構造改革政策の帰結です。市町村合併もそれに拍車をかけました。ここにも何のメスも入っていません。これを改革して、例えば三位一体の改革を元に戻して、5兆円規模のものをもう一度再分割した、合併した周辺の町村部分のところにその分配をすれば、そこで人が増えて定住人口が増えて国土も管理できる。こういうことができます。これもやろうとしないということ

す。

こういうふうなこともありますし、人口流出のダム効果があると言われた浜松の合併は大失敗です。今、人口社会減で苦しんでいるのは浜松なのです。先ほどの地域自治組織制度を壊して、かつ、少なくしていくことやればやるほど、北部の人口が大規模に流出します。ダム効果が全く働いていません。それよりも、やはり自治体としてきちんとその地域の個性に合わせた地域づくりを、職員と財源を生かしながら地域と住民の方とやっていくことで、そこで定住できることにかかわってくる。これは小さな自治体のところでやってきたことなのです。

3) 小規模自治体の反証

九州の宮崎県に西米良村という小さな村があります。ここで、黒木さんという村長が増田レポートの直後に、小さくても輝く自治体フォーラムのところで発表してもらったことがあります。これが素晴らしかった。1994年時点で、当時厚生省の人口をシュミレーションしたときには2010年にはうちの村は748人になっているでしょう。けれども2013年4月の時点でのうちの村の人口は1249人です。これも統計の誤差では全然説明できませんね。これは地域の独自の主体的な取り組みの結果です。西米良村型ワーキングホリデー事業、オーストラリアがやっているものを西米良村版にして、1998年からやっています。夏場のブルーベリーなどの収穫労働のために、都会から若い男女に来てもらって宿泊しながら働いてもらいます。そうしたら若い人たちの中から、定住し始める人が出てくるんです。そして結婚をして、子どもをつくる人まで出てきます。この村では、綾町の前田さんたちと一緒にフォーラムをつくり、たくさんの議員にも必ず参加してもらっていました。それで、地域づくりのノウハウなり住民主体の取り組みの効果をしっかり学んで帰って、医療・福祉も含めて充実させてきた、そういう取り組みをしてきたのです。その効果が現実に現

れています。山を下りる高齢者も少なくなりました。若い者が定住して赤ちゃんができたら、元気になっていくのです。地域づくりのためのさまざまな取り組みを始めていきます。こういう結果として、先ほどの数字があります。

それで総務省が2年前からこのワーキングホリデー事業を全国事業化しました。盗んだわけです。そこまでは成功した取り組みでした。さらに、この人口の動きに関して最後の締め言葉がすごかった。「重要業績評価指標（KPI）で「人口目標これだけにするのだ」ということを決定していますが、ここではそんな数値目標は一切掲げなかったのです。住民の幸福度、ブータン国王が言っているような幸福度を上げるためにどうしたらいいかということ、住民の皆さんと職員と議員と私・村長も含めて、一緒になって議論した。それを追求した結果にしかすぎません」。すごいですね。彼は「幸せ度」と言っている、「幸せ度」。で、これこそ、私は憲法・地方自治法の精神をしっかりと具体化をして、やり遂げてきた現れではないかと思うのです。

こういうふうな取り組みというものがあまして、かつ、人口問題でいきますと、全国市長会が、合計特殊出生率が増加したところの30都市を取り上げて、アンケートをやった。上位にきているのが、すべてコミュニティーがしっかりとしている所なのです。安心して住んで、そこで子どもを産み育てる、そして老いていく、これがとても心地よい。そういう自治体だからというふうに回答しています。リニアがきたからとか、企業誘致をして立派な工場がきたとか、あるいはショッピングセンターができたということではないわけです。そういうところに着眼をした地域づくりということが必要ではないかということでもあります。

参考文献のところに行きますと、私の『地域づくりの経済学入門』が前にきていますけれども、あるいは『「自治体消滅」論を超えて』（2014年）、ここで詳しく経過も含めて

出しています。で、最賃を引き上げることの地域経済効果、これも後藤さんたちと一緒に昨年、「最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし」という本で発表しております。ぜひそういうものを見てもらいながら、政策のところも皆さん方の地域の現状と合わせた形での地域政策をつくってもらったらいいいのではないかと考えています。基本はやはり憲法を暮らしの中に生かすという、ここに書いてある最初の表題ですよね。故蜷川虎三元京都府知事が言われたことです。実は私の京大経済学部時代の大先輩です。彼が知事になったときに言った言葉であります。これはやはり普遍的な原理ではないかと思うわけです。ぜひ、それを地域ごとの個性に合わせて、皆さん方、住民の皆さん、職員の皆さん、議員の皆さんと一緒に、具体化して実現をしてもらいたいと思います。

【付録】植木枝盛『無天雑録』から

「人民は国家を造るの主人にして国家は人民に作られし器械なり」
 「未来が其の胸中に在る者之を青年と云ふ 過去が其の胸中に在る者之を老年と云ふ」

【参考文献】

- 岡田知弘『地域づくりの経済学入門』自治体研究社、2005年
 岡田知弘他『増補版 中小企業振興条例で地域をつくる』自治体研究社、2013年
 岡田知弘『「自治体消滅」論を超えて』自治体研究社、2014年
 岡田知弘他編『地方消滅論・地方創生政策を問う』自治体研究社、2015年
 岡田知弘他編『TPP・FTAと公共政策の変質—問われる国民権、地方自治、公共サービス』自治体研究社、2017年
 後藤道夫他『最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし』大月書店、2018年
 白藤博行・岡田知弘・平岡和久『「自治体戦略2040構想」と地方自治』自治体研究社、2019年
 岡田知弘『安倍政権による「自治体戦略」論の狙いと対抗構想』京都自治労連、2019年
 エイミー・ディーン・デイビット・レイノルズ『地域力をつける労働運動』かもがわ出版、2017年
 宮本憲一・白藤博行編『翁長知事の遺志を継ぐ』自治体研究社、2018年
 山崎重孝「地方統治構造の変遷とこれから」（総務省『地方自治法施行70周年記念 自治論文集』2018年Web版）
 『ガバナンス』2018年9月号特集
 小田切徳美「『総務省2040』の違和感」『自治日報』2018年10月5日付
 日本弁護士連合会「自治体戦略2040構想研究会第二次報告及び第32次地方制度調査会での審議についての意見書」2018年10月24日

自治体研究社の書籍

★申込みはTEL又はFAXで東海自治体問題研究所へ（当所会員は1割引き、郵送料は無料）

公契約条例がひらく地域のしごと・暮らし

働く人の労働条件・事業者の経営環境・地域産業振興を一体で改善するみち

公共工事や公共サービスの低価格受注が広がり、疎漏工事や官製ワーキング・プアが問題となってきた。この課題を解決する公契約条例の意味と実際（世田谷区・野田市など）を紹介する。 世田谷区長・ジャーナリスト 保坂展人さん推薦。

永山 利和, 中村 重美(著)
 2,000円+税 発行年月日:2019/06/28



■ 第45回東海自治体学校：シンポ・講座・分科会

「グローバル産業都市への夢と現実 —産業・暮らし・環境・行財政」 発刊記念シンポジウム

本シンポジウムは「グローバル産業都市への夢と現実—産業・暮らし・環境・行財政」に掲載された中から2つのテーマを抽出し、これからの都市の発展・衰退・再生をとらえる学際的研究(会)として企画しました。

◎「農工両全型」愛知県農業のいま(第4章に関連して)

報告者：竹谷裕之(名古屋大学名誉教授)

日本の農業は長期にわたって苦境におかれている。EUが農業予算を拡大していく動きとは対照的に、日本農業予算は1994年の5兆1千億円から2015年3兆2千億円に縮小されている。この北風が吹きまくる状況の中で愛知の農業がどのような変化をとげているのか、多くの事例をあげて報告があった。

1. 都市化が進む愛知県の農業・農村の実態—扶桑町や稲沢市の例

名古屋市に近い都市近郊農業について扶桑町や稲沢市を事例とする報告があった。そのうちのある農業経営を見ると、①都市近郊の利用集積で大規模露地野菜経営を確立し持続的成長(自作地44㌥、畑地集積16.2㌥、根菜類を中心に、延べ作付け31㌥、土地利用7%)につなげている、②野菜の全量契約販売による安定高収益経営を実現。顧客(仲卸、給食、漬物製造、生鮮野菜加工業者等)ニーズは小ロット性、規格より鮮度、産地・安全性の確かさ、含有栄養素にあると見定めている、③環境負荷の少ない露地野菜技術体系の確立と契約先への生産履歴の積極的開示で信頼を確保している、④大規模経営を支える組織的管理を確立している(構成員4人、正社員2人、常時雇用13人、臨時的雇用8人の雇用

依存経営)、という特徴をもっている。

2. 技術革新をベースに経営革新を図る水田農業(有)N農産

N農産は、愛知県西部地域の水田を対象に、経営受託157ha、全作業受託115ha(延べ344haの1/3)、合わせて272haに及ぶ大規模水田経営体。極早生種の早期栽培から中生種の早植栽培、さらに作業競合を避ける不耕起V溝直播栽培等を組み合わせた水稻作のほか、飼料米、小麦、大豆を栽培し、当地域では最大規模の経営体である。異業種企業と連携して、ICTを活用した農地・栽培・従業員の管理ツールを開発し、合理的・効率的技術体系に支えられた経営を実現(イノベーター)している。非農家出身者の雇用者を、やる気を引き出し担い手に育てることに成功(人材育成)している。

3. JAの作目部会が活躍し収入増につなげている例

愛知農業は有利な立地条件と高水準の基準整備投資をベースに、多くの農業者が旺盛に革新技術を導入し、規模拡大や品質向上に努め、全国的にも高レベルの農業に成長してきている。その中で作目部会が産地形成の一翼を担う形で進めてきている。

JAあいち西三河キュウリ部会は販売戦略を「おいしいキュウリを適正価格で長期安定して供給する」と定め、選果機の更新に際してはオリジナル選果機を開発、生産履歴・選果・売り立てデータを個人のほ場ごとに分析できるようにして部会員の自己革新を呼び起こしている。そして、トップクラスの技術情報を部会内に開示し、部会の活力としている。JA豊橋トマト部会は生産・加工・販売事業のイノベーションが顕著である。部会の旺盛な研究開発活動とネット型イノベーションとを上手く繋ぎ取り組んだ結果、部会のトマト出荷金額を2000年の16億円から2016年の31億円へと1.9倍に増加させている。企業的経営の201

6年度農業所得は1700万円、家族経営の農業所得は700万円と高水準である。

4. 企業の農業参入の例

企業の農業参入では豊田市中山間地の建設業者によるブルーベリー栽培の事例の紹介である。ブルーベリー観光農園・マフィン・グレープ等の開発、直売所の設置販売、耕作放棄地の借入・再生に取り組み、それが6次産業化の面的拡大や町おこしにつながっている。

<報告を聞いての感想>

国民の多くは国内産に理解を示していると講師の報告にもあったが、一方で、農業がこれほどに進んでいるという実態は知らされていない。日本農業、愛知県農業を取り巻く北風は輸出型企業を作る為替レートも加わって強烈である。現場の奮闘だけでは跳ね返せない現実がある。

◎大規模開発と都市のあり方を問う（第8章、第9章に関連して）

報告者：梅原浩次郎

（愛知大学中部地方産業研究所研究員）

持続可能な開発への転換が叫ばれて久しい。だがリニア建設とそれにとまなう名古屋駅周辺の開発は、自然と社会の大規模な改変という点で高度成長期と何ら変わらない。また、中部空港島に2019年8月末に愛知県国際展示場がオープンするという。同時にカジノを含む大規模な統合リゾート（IR）誘致もささやかれる。これらの問題をともに考えたい。

1. リニア建設にとまなう名駅周辺の大規模開発（第8章）

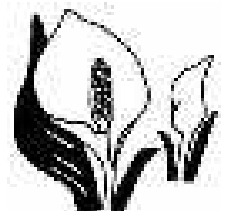
大規模開発はなぜ起きているのか。開発ラッシュは都市間競争を煽ることにより奨励されている。その根拠法に都市再生特別措置法の存在がある。そこには「外国会社などによる国際活動」の援助のためであり、一般に地域の中小企業、住民は対象外にある。

大規模開発は何を招来させるのか。行政はストロー現象を懸念するが名古屋市の失敗の教訓から学ぶ必要がある。高度成長期1968年の

「都心地区」（栄・名駅）以外の「副都心」（大門、浄心、大曾根、今池、金山、桜山、堀田、熱田など）化構想があったが、これらの地域商業地は単なる通過地点となっている。

2. 塩漬け用地における愛知県国際展示場計画（第9章）

なぜ、中部空港島なのか。予定地は空港島南東側の28.7ha。臨空生産ゾーンと位置づけられ、かつては三菱重工の航空生産ゾーンとしての進出が期待されていたが事態はそうに進まなかった。用地造成したものの、活用策のないまま2005年の開港から10数年間の間、塩漬けとなっていた。このままでは中部臨空都市事業は臨海用地造成の利益剰余金を失くし、さらには内陸用地造成の利益剰余金まで使い果たすことになりかねない。そこで有効な処分先を求める愛知県企業庁と展示会産業を推進しようとする県当局の意向が一致したところに、この計画が具体化する要因があったと推察できる。



分科会 1

リニア問題を考える

報告者：川本正彦（リニアを考える愛知県連絡会）

助言者：前田定孝（三重大学准教授）

参加者：7名

当日の参加者は、助言者、報告者、司会、記録を含めて7名であった。つまり、分科会の関係者以外の参加者は、自治体職員1名、議員2名の3名という少なさであった。しかし、助言者、報告者の熱意溢れる報告に助けられ、熱心な質疑応答が繰り返された。

まず、助言者である三重大学准教授前田定孝氏からは、「リニア中央新幹線が地域に与える影響（その2）」というタイトルの講演において、リニア問題を考える論点として、リニア新幹線供用後と工事段階における安全性と環境配慮面の問題として以下の点が指摘された。

【リニア新幹線供用後】

- ①**安全性**……電磁波による健康影響、超伝導磁気浮上方式であることから冷却用の電源が喪失した際の加熱による火災等、直下型地震発生による車体に対する事故、事故の際に車両が停止した場合等の脱出方法、地上脱出時における自治体との連携、豪雨時等において名古屋駅は大丈夫か（地盤沈下の恐れ）
- ②**環境配慮面**……地下水脈等を分断した際の水枯れ等に起因するさまざまな障害、赤石山脈における突発湧水（静岡）、残土処理問題——大鹿村、南アルプス、そして東海市分（6359万㎡）

【工事段階】

- ①**安全性**……落盤時の脱出等
- ②**環境配慮面**……残土の処理 地下水脈分断

の際の水枯れ等に起因するさまざまな障害、「大深度での工事」はほんとうに「問題がない」のか？

工事進捗過程で何が起きているか

次に、「リニアを考える愛知県連絡会」の川本正彦氏による工事進捗過程で何が起きているかに関する実態調査報告が行われた。それらは、前田氏による上記問題提起を事実によって十二分に裏付けるものであった。

大鹿村などリニア工事による発生土砂処分先における問題、中津川市リニア山口工区などにおける発生土の中の汚染土の問題、東京外環道東名JCTにおける地下水噴出、早川遊歩道での酸化気泡発生問題、名城非常口工事における地下水噴出による工事中断問題などやリニア開削工事のための立ち退き問題、山梨県南アルプスの市民による工事差し止め訴訟、そして、愛知県春日井市における神領非常口での問題と工法の解説、亜炭廃鉱後問題など多岐にわたる実態調査報告がなされた。

今回の分科会では、川本氏の圧倒的量を誇る現地調査資料と工法を含めたその説明に関して、各参加者からの質問をはさみ、それに川本氏が回答しながら次々と説明する形で分科会が進行した。発言はほとんど、川本氏の報告内容に関する質問であった。

よって、分科会としてのまとめは、特に行ってない。というか、そのような時間的余裕はなかった。しかし、助言者と報告者から、工事に直接かかわらない地域の人々にもリニア建設問題を知ってもらいたい、工事現場の見学も含めたシンポジウムなどのじっくりと話したいという希望が出された。



消費税増税とICT・AI化の進展

・・・租税制度と第四次産業革命・・・

この論考は6月22日に開催された第11回地域経済の将来を考える研究会での報告内容です。

愛知学院大学経済学研究科客員教授・税理士
細川 潔

この秋、10月から消費税は増税とともに複数税率制度に変わり、さらにその増税による景気への影響を抑えるために様々な対策が実施されることにより、その複雑さは増すこととなります。景気対策には、他国に比べ遅れが目立つキャッシュレス化社会に日本を変えようとするポイント還元策があり、ICT（情報通信技術）・AI（人工知能）化を消費税の増税とともに一気に加速させる目論見といえます。

税金の世界もICT・AIの活用を財務省・国税庁は将来展望として描いており、マイナンバーを使った資料情報の収集、納税者の所得の把握、年末調整、申告手続きができるような仕組みを考えています。ICT・AI化という第四次産業革命¹⁾による租税制度の将来を見ていくことにします。

1 消費税増税と複数税率制度

(1) 消費税の仕組み

10月から日本の消費税は軽減税率という8%と標準税率10%の複数税率制度になります。それは以下の表のとおりですが、同じ8%でも国、地方の配分割合の変更が行われることになり、地方自治体の取り分が増加することになっています。

8%が継続されるものは、酒類や外食を除く食料品と週2回以上発行される新聞です。消費者は商品を買う場合、支払う代金は今までよりも増税分だけ増えることになり、購入

できるものは所得金額が増えない限り減ってしまいます。そのため政府は景気対策として様々な対策を打ち出しています（後掲）。

事業者の場合は仕入や経費の支払い時に負担した消費税は納付額の計算に際して差し引くことができます。これが仕入税額控除の仕組みであり、事業者（課税事業者）と消費者の大きな違いとなります。財務省HPでは以下のように説明しています。

○消費税は、財サービスの消費が行われることに着目して課税される税

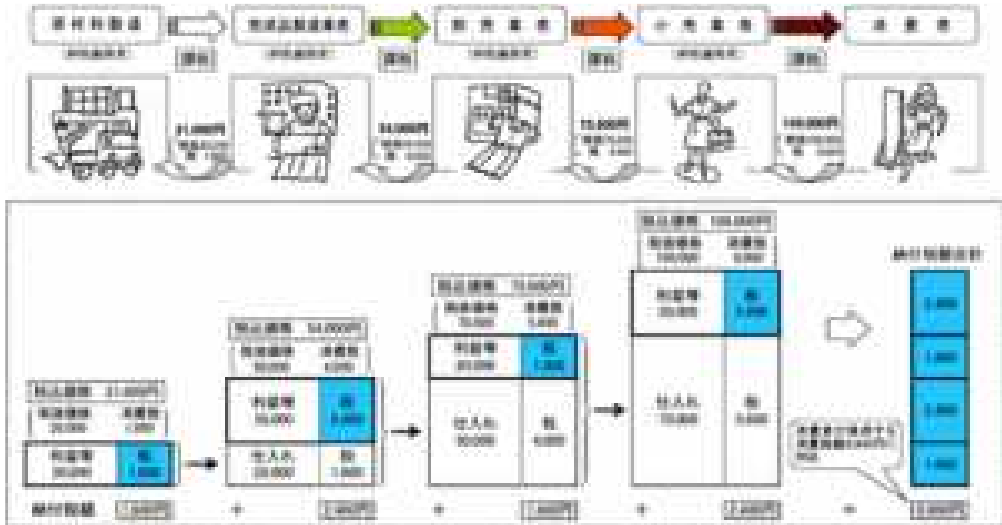
○消費税の実質的な負担者は消費者であるが、納税義務者は事業者

○全国にわたる製造、卸、小売り等の各取引段階の事業者が納付する消費税額の合計は、消費者が負担する消費税額に対応転嫁が確実に行われるならば、事業者には影響がないというようにも思われますが、仕入（経費）と売り上げの時期のタイムラグ、転嫁が完全に実施できるとは限らず、当面の支払いの資金など資金繰りに困難を伴うことが予想されます。

(2) 複数税率制度の導入

今回の増税では複数税率制度が導入されます。衣食住のうち食の部分、すなわち食料品の購入については以前と同じ税率8%に据え置きました。人間生きていくうえで欠かせない食料品の購入の税率は8%、同じ食事をするという行為に変わりはありませんが、飲食店、イートインで食べる場合は10%になります。その線引きに店頭での混乱は必至です。そのため国税庁はパンフレットやQ&Aなどで解説し混乱を避けようとしています。しか

	現行	標準税率	軽減税率
消費税率	8.2%	7.8%	6.24%
地方消費税	1.7%	2.2%	1.76%
地方消費税額	(消費税額の17/63)	(消費税額の22/78)	(消費税額の22/78)
合計	9.9%	10.0%	8.0%



し、店舗で対応する従業員にはかなり迷う場面にてくわすことが想定されます。**下の図**にあるように、食品の購入と店舗内での飲食について税率が異なることから生じる混乱をいかに少なくするかを事業者は考えておかねばなりません。また、同じ口にするものでも食品とアルコール類、医薬品の購入の場合には税率が異なりますので注意が必要です。

(3) 事業者への影響

事業者の場合には帳簿及び請求書等の記載・保存が今以上に必要になります。仕入税額控除の要件が厳しくなります。

1) 2019年10月1日から2023年9月30日の取り扱い

【区分記載請求書等保存方式】

仕入れや経費に軽減税率対象品目があれば区分経理を行い、仕入税額控除の適用を受けるためには区分経理した帳簿の保存が必要に

なります。発行する請求書は税率ごとの区分を書いた区分記載請求書等にしなければなりません。

飲食料品を扱わない事業者であっても区分記載請求書等に基づいた経理を行わないと仕入税額控除ができないことになります。

2) 2023年10月1日以降 インボイス制度の導入

【適格請求書保存方式】

消費税の申告に際して仕入税額控除が受けられる要件として、適格請求書発行事業者が交付する「適格請求書」等の保存が必要となります。

適格請求書発行事業者²⁾ となるためには税務署長に登録申請書を提出して登録を受けなければなりません。登録が受けられるのは課税事業者に限られるということになっており、現在免税事業者である事業者は、登録申請をして登録されれば適格請求書発行事業者

となり、同時に課税事業者となり、消費税の確定申告が必要となります。

免税事業者等からの仕入れについて、一定割合が仕入税額控除できるという経過措置が設けられています。



2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
~9/30	10/1~			~9/30	10/1~		~9/30	10/1~		~9/30	10/1~
請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式			適格請求書等(インボイス)保存方式							
	区分記載請求書			適格請求書(インボイス)							
	交付が受けられない仕入れについては仕入額控除ができない										
	経過措置あり										
	適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れ 80% 控除					適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れ 50% 控除					適格請求書発分行のみ控除

2023年10月1日から2026年9月30日の間は仕入税額相当の80%、2026年10月1日から2029年9月30日の間は仕入税額相当の50%が控除できます。免税事業者に配慮した経過措置ということになっていますが、100%認められるわけではないことから適格請求書発行事業者に取引が移るということが懸念されます。2029年10月1日以後は控除できません。そうなる免税事業者は取引から排除されてしまうことになりかねません。その経過を上図に示しておきました。

2 消費税増税への対策

景気対策として、税率10%に引き上げられた際の対策は下の表の通りです。さまざまな対策の中で目玉となるのが「キャッシュレス決済でポイント還元」です。過去の消費税率引き上げに伴う景気後退を教訓とした対策ですが、もう一つ大きな目的があり、それがキャッシュレス比率の引き上げです。

日本は先進国の中でも現金決済の比率が高く、キャッシュレス決済は2割程度でしかない状況です。この比率を高めたいという狙いが、今回のポイント還元にはあります。

キャッシュレス決済でポイント還元	クレジットカードなどを使って買い物をすると2020年6月までの期間限定で最大5%分のポイント付与
プレミアム付き商品券発行	400円で500円分の買い物ができる商品券。低所得者などが対象で最大2万5000円分まで購入可能
住宅ローン減税の延長	10年から13年に延長。10%の消費税率が適用される住宅を購入し、今年10月から来年末までに入居する人が対象。
自動車税の減税	毎年払う自動車税を最大4500円減額。購入時の税負担は期間限定で下げ。
教育無償化や社会保障の拡充	低年金者への毎月最大5000円の支給制度や3~5歳の幼児教育・保育無償化を実施
国土強靱化	空港や道路など重要インフラの防災対策など公共投資を実施

出所：日本経済新聞2019.3.29から作成

また、消費税増税を好機ととらえて、ICT・AIを活用する社会に弾みをつけようとしています。

3 キャッシュレス化が進んだ韓国

日本のキャッシュレス比率19.8% (2016年経済産業省資料) は先進国の中でも低く、韓国89.1%、中国60.0%、米国45.0%などと比べるとその低さは明らかです。政府は消費税増税をキャッシュレス社会への転換に利用しようとしています。キャッシュレス化を進める理由は『キャッシュレス覇権戦争』³⁾によれば以下のように整理しています。

- ①インバウンド消費の拡大による経済の活発化。
- ②現金のハンドリングコストの削減
- ③お金の流れの把握による徴税の徹底。すなわち脱税、マネーロンダリングの防止。

キャッシュレス化が進んだ韓国の状況からキャッシュレス決済がもたらす将来像が浮かんできます。韓国は1997年のアジア通貨危機からの経済立て直しの過程で脱税を防ぐ方策としてキャッシュレス化を進めたといわれています。事業所得の把握のため取引報告が国税庁に届く仕組みを作っているのです。

それが現金領収証制度というもので、1999年にはクレジットカード取引2005年からは現金取引を把握し、その情報が国税庁に自動的に通知されるシステムができています。消費者に



も事業所にも所得控除や税額控除ができるインセンティブを与えることで普及が進んだということです。さらに韓国では付加価値税のインボイス制度導入やサラリーマンの年末調整や申告の電子化が進んでいます。

4 租税制度のICT・AI化の進展

日本の租税制度におけるICT・AI化について、どのような仕組みを考えているのかを知る一つの資料があります。それは2017年4月から5月に政府税制調査会のメンバーによる7ヶ国（アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、エストニア、スウェーデン、韓国）のICTの活用についての海外調査の報告書です。この報告内容から日本の確定申告などへの活用方向が見えてきます。各国ともかなり広範に資料情報を国税庁に集約し、「記入済申告書」を作成し納税者に提供するなど「便宜」を図っています。また、申告書の内容チェックや事務の省力化への活用がうかがえます。

日本がこれからICT・AIをいかに税金の世界に活かすのかを示したのが『税務行政の将来像～スマート化を目指して～』（平成29年6月23日 国税庁）であり、『「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況』（平成30年6月20日）という文書です。

「ICTやマイナンバーなどの活用によるデジタル化を推進し、税務相談や申告・納付の手續等をスムーズかつスピーディなものにするなど、納税者の利便性の向上を進めていくことが一つの柱です。ICT社会への的確な対応という観点から、税務手續を抜本的にデジタル化することにより、納税者が税務署に出向かなくても、申告等の手續が簡便に完了する環境が構築されると考えています。これは、税務行政の効率的な運営にもつながると考えています。

また、課税・徴収事務を効率化・高度化（インテリジェント化）するとともに、税務署の内部事務や行政指導事務の集中処理などの業務

改革（BPR）を推進することにより、事務運営の最適化を進めていくことがもう一つの柱です。その上で、こうした取組により創出したマンパワーも活用しつつ、国際的租税回避への対応、富裕層に対する適正課税の確保、大口・悪質事案への対応などの重点課題に取り組むとされています。そしてこの内容は「現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものとなっています。」と記載がある。

さらに、マイナンバーを税務に活用する仕組みが平成30年度税制改正に盛り込まれています。「源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担を軽減し、給与所得者（被用者）の利便性を向上させる観点から、現行制度上、書面で源泉徴収義務者に提出がされている生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出（電子的提出）を可能とします。

※平成32年（2020年）10月1日以後に提出・交付する年末調整関係書類について適用します。2021年分の確定申告から医療費控除の手續きを自動化できるようにして申告手續きを簡素化することを予定しています。

5 第四次産業革命が引き起こす税務行政の変化

第四次産業革命が税務行政に及ぼす影響は「情報システムの高度化」ということがその内容となります。国税庁の「「税務行政の将来像に関する最近の取組状況」（平成30年6月20日）の文書16頁には「「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に向けて、情報システムの高度化を目指します。」とあり、イメージが具体的に書かれています。項目を見ると①マイナポータル等を活用した利便性、②必要データの拡充（データの電子化・関係機関とのデータ連携等）、③システムチェックの強化、④大量反



出所：国税庁HPより

復的な業務の自動化、⑤AIや分析ツールを活用した申告審理や調査選定、⑥モバイル端末を利用した外部事務の6項目があげられています。この項目の中で「納税者の利便性の向上」というのは1番目の項目ですが、主目的ではないという印象を受けます。その他の項目は国税庁という行政官庁として効率的な行政に関したものであり、納税者・国民のメリットは行政官庁のメリットに比してかなり小さなものであると思われま

す。その国税庁側のメリットが大きいのが調査への活用ということです。マイナンバーを活用した正確な所得の把握、法定調書という「所得税法」、「相続税法」、「租税特別措置法」及び「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」の規定により税務署に提出が義務づけられている資料を国税庁に集中し、提出された申告書との情報のマッチングを行うことで申告内容のチェックや所得税や法人税の調査に活用できるシステムの構築を目指しています。

国税庁への情報の集約という点では、外国人旅行者などに対する免税販売手続きの電子

化が国税庁による所得の把握に一步近づく改革と言えるのではないのでしょうか。現在は外国人旅行者が免税を受ける場合、購入記録票を税関に提出することになっていますが、2020年4月1日からは購入記録情報を国税庁に提出することになります。

ICT・AIの活用は納税者の利便性の向上を前面に出した制度作りを正面に掲げていますが、真の狙いは納税者の所得の把握にあるということです。納税者の情報が国税庁に握られることになる時代は確実にやってきます。それが第四次産業革命の行き着く先ということでしょうか。

注

- 1)第四次産業革命：IoT、ビッグデータ、人工知能、ロボットなどの技術革新によって引き起こされる産業構造の変化
- 2)登録番号が交付されます。法人番号のある課税事業者はT+法人番号、個人や人格のない社団等はT+13桁の数字
- 3)『キャッシュレス覇権戦争』岩田昭男 NHK出版新書 2019 4~5頁

★東海ローカルネットワーク

【愛 知】

文化財改修の縁の下の力持ち

新城で工事で「曳き屋」

新城市長篠矢貝津の築百年を超える古民家の改修工事が進んでいる。家を土台から切り離して上下させたり、移動させたりする作業を請け負うのが「曳(ひ)き屋」と呼ばれる豊川市の会社「曳家工事原田」。曳き屋は建築業界では欠かせない職種だったが、家を移動するより建て替えを選ぶケースが増え、全国的に減少している。二代目社長の原田勝二さん(47)によると、鉄製レールを縦横に組み、今回は10日間かけて八十センチを目標に建物をジャッキアップ。その後は休み、基礎部分の工事が終わってから、6日間かけて下ろす予定。受注の五割が古民家、三割が神社仏閣と「文化財系に強いので、何とか生き残っている」。かつては新城市内にも曳き屋が数社あったというが、今ではなくなってしまった。築100～200年の古民家の再生は、エコブームの追い風を受けて注目されるようになった。公的資格の古民家鑑定士が耐久性や安全性を確かめた上で、現在の建築基準法に適合した家屋にリフォームする。(6月5日中日新聞)

伊勢湾台風60年の劇中歌披露

8月にミュージカル／愛知県

伊勢湾台風から60年となる今年、未曾有の被害の記憶を伝えるミュージカル「伊勢湾台風STORY 空が落ちてきた日」の公演を前に、名古屋・栄の久屋大通公園で9日、ミュージカルの劇中歌を出演者らが披露した。県内有志らでつくる「伊勢湾台風六十年防災ミュージカル広域上演実行委員会」が主催した。名古屋市南区や弥富市、飛島村といった県内の臨海部を中心に、全国で死者・行方不明者5098人の犠牲を出した悲劇を伝えようと、同委代表で劇作家やとみまたはちさん(53)らが伊勢湾台風の体験者に取材し、ミュージカルに仕上げた。(6月11日中日新聞)

デッキ撤去工事始まる

小牧駅前「バブルの遺物」

小牧市の名鉄小牧駅前に設置され、「バブルの遺物」ともいわれたペデストリアンデッキの撤去工事が始まった。市が小牧駅前を進める周辺整備の第一歩となる。ペデストリアンデッキは歩道橋の大型版。小牧駅側と再開発ビル「ラビオ」近くの2カ所にあり、撤去するのは小牧駅側の一基。駅前の車道の上を通り、駅西駐車場へと移動できる。市は6336万円かけて9月末までに取り外す。撤去する小牧駅側のデッキは、バブル経済末期の2990年8月に完成した。全長103メートルで幅8～10メートル、桁下の高さは4～5メー

トル。当初は、廃線となった旧桃花台新交通の桃花台線(ピーチライナー)小牧駅とつないで、地上に下りずにラビオまで歩けるように整備する構想もあったが、バブル崩壊による景気悪化で実現しなかった。

(6月13日中日新聞)

児童虐待、一時保護が過去最多

名古屋市がまとめ

名古屋市がまとめた2018年度の児童相談所相談実績で、児童虐待相談対応件数が3394件となり、前年度を17・1%上回り過去最多となった。8年連続で過去最多を更新した。担当者は、千葉県野田市の小学四年栗原心愛(みあ)さん=当時(10)=の死亡など各地で痛ましい虐待事件が起きたことを挙げ、「市民や関係機関の意識が高まったと考えられる」と分析している。児童虐待相談対応は、児童虐待防止法が施行された2000年度以降、10年度までは千件以下で推移していたが、11年度に初めて千件を超え、18年度に3千件を上回った。相談増加の背景として、市の担当者は、市内3カ所目の児童相談所として東部児童相談所(緑区)が昨年5月に開設され、相談しやすい環境ができたことを挙げている。(6月14日中日新聞)

東山でシンポ、3園長語る

「ゾウ列車」運行70周年

戦後に全国で唯一生き残ったゾウを見るため、子どもたちを乗せて名古屋まで走った「ゾウ列車」の運行から70周年を記念したシンポジウムが16日、東山動植物園(名古屋市千種区)であった。戦時中もゾウを飼っていた東山と上野動物園(東京)、京都市動物園の3園長がゾウをテーマに語り合った。上野は戦時中に3頭のゾウが死に、京都市は1頭が終戦後まもなく死んだ。東山はエルドとマカニーの2頭が生き延び、1949(昭和24)年6月18日を皮切りに「ゾウ列車」が走った。各園長は、ゾウにまつわる逸話を紹介。(6月17日中日新聞)

小中学校講師103人不足

前年度比2倍以上に拡大／愛知県

県議会6月定例会は19日▽県教委の長谷川洋教育長は、県内の公立小中学校の常勤講師が六月一日現在で百三人不足していることを明らかにした。不足数は前年度と比べて二倍以上に急拡大している。谷口議員の質問に答えた。県教委によると、各年度始業式時点の講師の不足数は、2016年度に29人だったが、17年度は38人、18年度は45人と増加傾向にあった。19年度の始業式時点で102人が不足し、6月時点でさらに一人増えた。不足した学校では教務主任らが学級担任を務めたり、非常勤講師が教科担任を受け持ったりしている。(6月20日中日新聞)

北名古屋市が「子どもを虐待から守るまち宣言」

愛知県北名古屋市議会は26日の議会本会議で、「子どもを虐待から守るまち宣言」を全会一致で可決した。全国的に多発する児童虐待を根絶するため、問題の深刻さを市民に理解してもらい、行政との連携を強めることなどが目的。市によると、こういった趣旨の宣言は県内の市町村では珍しいという。宣言では「普及啓発・相談体制の強化などあらゆる方策を提言し、虐待の根絶のため全力で取り組む」などとしている。具体的な施策はこれから検討するが、市と議会が連携し、虐待問題を理解してもらうイベントや講演会、ワークショップなどを催す案が浮上しているという。同市は2012年4月に、児童虐待やDVに対処する「家庭支援課」を設置。小中学校や保育園などと連携し、市民からの通報があれば対策会議を開いたり、児童相談所や警察に通報する体制を作ったりしているという。(6月27日朝日新聞)

【岐 阜】

工業研究開発の拠点に

県産業技術総合センター、関に完成／岐阜県

県の3つの工業系試験研究機関を移転、集約した県産業技術総合センターが5日、関市小瀬に完成した。モノづくりの研究開発、企業の技術支援の拠点として、地場産業からハイテク産業まで幅広い分野に一体的に対応する。県工業技術研究所の土地に、鉄筋コンクリート4階建て延べ6千平方メートルの技術開発本部棟と、鉄骨二階建て延べ1200平方メートルの実験棟を建設。県産業技術センター(笠松町・美濃市)、県情報技術研究所(各務原市)の機能を統合した。技術開発本部棟には、機械、化学、繊維、紙、情報など各分野の技術系職員を1カ所に集めた職員室を設け、多様な相談に一元的に対応できるようにした。電子機器から発する電磁波を計測する暗室を新たに設け、温度と湿度が一定で材料の分析機器を置く部屋を整備。金属や繊維、プラスチック、紙製品を試作する機器も複数導入した。(6月7日中日新聞)

都市住民の力借り活用 大和の休耕田／岐阜県

後継者不足のため休耕田が増えている郡上市大和町で、都市部の住民の手を借りて稲作を続けようとする動きが出ている。先祖伝来の田んぼを引き継いでも、農作業の負担と収穫の見返りが合わず、途中で放棄してしまうことが多い。地元の人たちは「このままでは、昔ながらの美しい田園風景が損なわれる。何とか田んぼを守っていきたい」と話す。大和町牧の田んぼでは8日、名古屋や東京から訪れた人たちが酒米「五百万石」を植えるイベントがあった。企画したのは、同町徳永にある平野醸造のファンらでつくる「母情蔵開き実行委員会」。地元農家やJAめぐみのの職員も応援に駆け付け、40人で40アールの田植えを終えた。(6月14日中日新聞)

各務原空襲の記録映像を初めて上映

大分の市民団体が入手／各務原市

大分県の市民団体が見つけた太平洋戦争末期の「各務原空襲」の記録映像が22日、同市産業文化センターで上映された。米軍が撮影した各務原空襲の映像が公開されたのは初めて。空襲体験者ら400人が来場し、記憶の継承を誓った。軍事関連施設が集積していた各務原市には、大規模な爆撃が相次いだ。映像は、太平洋戦争の映像資料を研究する大分県宇佐市の「豊の国宇佐市塾」が、米国立公文書館(NARA)から入手した資料の中にあつた。1945年6月26日に米軍のB29爆撃機が川崎航空機(現川崎重工業)の工場を爆撃する47秒間と、7月15日にP51戦闘機が旧陸軍各務ヶ原東飛行場と国鉄多治見駅を機銃掃射する計17秒間。いずれも米軍が戦果の判定用に撮影した。(6月23日中日新聞)

【三 重】

生活保護手続きを放置／三重県北勢福祉事務所

県は14日、北勢福祉事務所(四日市市)に勤務していた50代の男性職員が、生活保護に関する約40万円分の支払い手続きを放置していたと発表した。発覚を防ぐため職員は自費で事務所名の振り込みをし、適切に支払ったように偽装もしていた。職員は2016～18年度に同事務所に勤務。入院中の生活保護受給者のおむつ代を病院から請求されても処理せず、計15万6千円が公費から支払われなかった。また支給額を決めるための受給者六人の収入申告書を放置したため、本来の支給額よりも多く払った分が計13万5千円、不足した分が計8万円それぞれ生じた。さらに生活保護世帯からの4万6千円分の支払い請求も放置していた。おむつ代については、今年4月に病院から「入金がなかったり、不自然な入金があつたりした」と指摘があつた。(6月15日中日新聞)

伝統行事、次代にともせ

度会・虫送りに児童ら50人／度会町

火の付いたたいまつを手に水田の周りを歩いて煙で害虫を追い払い、五穀豊穰(ほうじょう)を祈願する伝統行事「虫送り」が23日、度会町立岡地区であつた。虫送りの風習は昭和30年ごろ、害虫駆除の農薬の開発などに伴いなくなった。しかし、荒廃地や放棄地を有効活用するため活動する地元農家で作る「立岡営農クラブ」が中心となり、次の世代に伝統行事を伝えようと、2014年に半世紀ぶりに復活させた。行事には同地区の保育所の子どもからお年寄りまで50人ほどが参加。小麦とイネのわらで作った長さ2～3メートルのたいまつ50本に火を付け、太鼓やほら貝、横がねの音が響く中、周囲約五百メートルの水田の周りを歩いた。(6月24日中日新聞)

●行事案内

◆第61回 自治体学校in静岡

憲法と自治のチカラが地域の未来を切りひらく

日時：7月27日（土）から7月29日（月）
会場：静岡市民文化会館／グランシップ／パ
ルシェ／清水マリナート文化会館

◆第12回地域経済の将来を考える研究会

日時：8月17日（土）13時30分～16時頃
会場：愛知中小企業家同友会
サウスハウス6階会議室
（事務局は2階）
TEL052-971-2671
（地下鉄「栄」駅2番出口より北へ3分、「久
屋大通」駅4A出口より南西徒歩2分）
名古屋市中区錦三丁目6-29
テーマ：「第四次産業革命」と地域社会
の課題を考える
報告者：大木 一訓さん
（日本福祉大学名誉教授）

<議員セミナー>

明日の地方自治を考える

市町村議会議員セミナーへ

日時：8月23日（金）
午前10時から午後4時30分まで
会場：愛知県産業労働センター
（ウイंकあいち 名古屋駅前）
申込：7月1日（月）から7月31日（水）まで
定員：各講座 24人
受講料：市議会10,000円（会員8,000円）
町村議会8,000円（会員7,000円）
講座1：少子高齢化と地方財政
講師：平岡和久
（立命館大学政策科学部教授）
講座2：住民の暮らしを守る社会保障とは
講師：西村秀一
（愛知社会保障推進協議会副議長）
講座3：議会と地方自治
講師：豊島明子
（南山大学教授）
講師：藤枝律子
（三重短期大学教授）

自治体研究社の書籍

★申込みはTEL又はFAXで東海自治体問題研究所へ（当所会員は1割引、郵送料は無料）

税金は何のためにあるの

財政再建には消費税増税しか道はないのか
主権者として税金に関心をもとう

鶴田廣巳，藤永のぶよ，
楠二三吉，黒田充，大邊
誠一，渡辺清志，桜田照
雄，松本修，藤原喜代美
（著）
鶴田廣巳・藤永のぶよ（編）

1,000円+税

発行年月日
2019/05/20



だれのための保育制度改革

無償化・待機児童解消の真実
幼児不在の保育改革

現状の保育制度改革の根
本的な矛盾を分析して、
保育、幼児教育の日常生
活圏を単位とした整備、
改善を提唱する。

中山 徹(著)

1,300円+税

発行年月日
2019/05/25

